

**「令和6年度京都府生涯現役クリエイティブセンター人材マッチング等業務」
評価基準**

1 評価基準

項目	細項目	評価の着眼点	配点
全体にかか る事項	提案内容的確性	仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。	10
		事業を効果的・効率的に実施するための提案がされているか。	10
	提案内容の実現性	実施方法等が具体的で、実現性があるか。	5
	事業への理解・知識	事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるかどうか。	5
小計			30
個別業務に かかる事項	高度人材確保企業支 援業務	【的確性】 ・業務の目的に沿った高い営業力と的確な支援が期待できるか。 ・提案内容について論理的な説明がなされているか。	10
		【実現性・独創性】 ・高度人材確保支援のノウハウや業務経験を有しているか。 ・新たな業界や企業の求人を開拓するための工夫はあるか。	10
	マッチング業務	【的確性】 ・業務の目的に沿った的確な提案内容となっているか (センターの目指す労働移動を促進するマッチングが期待できるか。)	10
		【実現性・独創性】 ・人材マッチングに必要となるノウハウや業務経験を有しているか。 ・魅力あるイベントの企画・実施の工夫はあるか。	10
	その他業務	・雇用状況調査やセンター運営業務が的確に行えること期待できるか。	5
小計			45
業務実施体 制	人員及び事業計画	提案内容を実施できる人員が確保されているか。 各業務の事業計画が明確に説明されていて、十分な時間が確保されているか。	5
小計			5
客観的評価 項目	府内企業	府内に本店がある	5
		府内に支店、営業所等がある	3
		上記以外で府内在住者を雇用	2
		上記以外	0
	価格点	満点（15点）×（提案価格のうち最低価格/自社の提案価格）	15
小計			20
総合点			100

※上記項目のうち、客観的評価項目は労働政策室で採点を行い、その他の項目については、外部有識者が採点及び意見陳述を行った上で、その取りまとめ（平均点の算出等）を労働政策室で行う。

2 採択基準

採択に当たっては、総合点の高い事業者から順に採択する。
また、採択事業者が採択後に辞退した場合は、事業期間の確保や実施体制を確認した上で、不採択とした事業者のうち、総合点の高かった事業者を辞退事業者に代わり採択するものとする。

【評価方法】

◇次の基準に基づいて採点

	【配点：15点】	【配点：10点】	【配点：5点】
優れている	15	10	5
やや優れている	12	8	4
普通	9	6	3
やや劣る	6	4	2
劣る	3	2	1

◇経費は、以下の基準により採点

【配点：15点】

満点（15点）×（提案価格のうち最低価格／自社の提案価格） ※小数点以下第3位を切り捨てる。	
上限価格を超過	無効